第二千七号

平成二十一年 十二月二十四日

> 木 曜

日 道路の種類

一般国道

線 名 三五八号

道路の区域

17 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	甲守市古関叮字平川宮)青悪番也也もまで、――――――――――――――――――――――――――――――――――――	区間の別
二七・〇~	11.0	(メートル)
一五〇・〇	- 五〇・〇	(メートル)

#### 道路の供用開始...... 道路の区域変更...... 都市計画の変更..... 河川区域の指定の一部改正......

目

次

示

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定...... 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請......

公共測量の実施......

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知 ( 五件 ) ...... 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定......

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則..... 六八二

#### 教育委員会

山梨県指定天然記念物の指定. 山梨県指定有形文化財の指定. 

#### 示

告

# 山梨県告示第三百九十七号

所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年一月十四日まで一般路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事

横 内 正 明

## 山梨県告示第三百九十八号

六七八 六七七 六七七 六七七

所において、この告示の日から平成二十二年一月十四日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十一年十二月二十四日

六八一 六七九 六七八 六七八 六七八

山梨県知事

横 内 正 明

道 - f [	— 般 国	種 道 類 路 の
[	四	路
-	四 一 一 号	線
	7	名
六番の五地先まで	北都留郡丹波山村字大常木一四	区間
- - - - (	   -   -   -   -   -   -   -   -   -   -	(メートル) 延 長
十五日 五日 月二	平 或 二 十	期日開始の

六八五 六八五

## 山梨県告示第三百九十九号

部を次のように改正する。 一級河川帯那川に係る河川区域の指定 (昭和五十五年山梨県告示第二百二十八号) の

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

報 第二千七号 平成二十一年十二月二十四日

Щ

梨 県

公

第三号図に係る区域を次のように変更する。

務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。) (「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事

Ξ

#### 山梨県告示第四百号

当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一都市計画の種類

(桂川流域下水道)富士北麓都市計画、都留都市計画、大月都市計画及び上野原都市計画下水道

従覧に共する図書に別示する部分都市計画の変更に係る土地の区域

=

縦覧場所

Ξ

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

#### 公 告

》 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

センターに備え置いて縦覧に供する。とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報とおり特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により、次の

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

申請のあった年月日
平成二十一年十二月十一日

びにその定款に記載された目的(一)申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

一 名尔 寺三ド舎川号カちくコジョラ

- 名称 特定非営利活動法人山梨コアラ
- 2 代表者の氏名 小俣賢治
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県上野原市大野四千八百二十三番地
- 4 定款に記載された目的

縦覧期間(平成二十一年十二月十六日から平成二十二年二月十五日まで、入等に関する福祉事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく介護サービ

● 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定

次の者を指定障害者支援施設として指定した。 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定に基づき、

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山社	
の 会都 福	名
福祉法会人	称
沼 コート勝	施設の名称
四百五番地一甲州市勝沼町山千	施設の所在地
施設入所支援	サービス内容
精神障害者 知的障害者	主たる対象者

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定に基づき、④ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

	- 1.	有限会社アル		八ヶ岳名水会社会福祉法人	名称
	日杯が設か記	甲サイ集を安アルファケア南		ビエント	事業所の名称
	† E	甲府市南口町二番		七番二十七号	事業所の所在地
	重度访問个獲 身本章害者	居宅介護	共同生活援助	共同生活介護	サービス内容 主たる対象者
14 R	身本章害者	身体障害者	精神障害者 知的障害者 ·	精神障害者 知的障害者 ·	主たる対象者

障害児 身体障害者・	重度訪問介護				
障害者 知的障害者· 身体障害者·	居宅介護	階 番地松本事務所一 条三千七百九十八 中巨摩郡昭和町西	ン昭和 エステーショ	イティック 株式会社ジェ	
り り は に き は に ま 者・	重度訪問介護				
障害者 知的障害者・ 精神	居宅介護	五百三十八番地二	ートナー 介護センター パ	I K I K I A	
精神障害者 知的障害者	共同生活介護	E二号室 地一中屋ビレッジ 河東七百三十八番 中巨摩郡昭和町上	ドロップ	ジー がっぱい 対対 対対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対 が 対	
知的障害者	B型就労継続支援	ノ 〒 - フ 社	t		
知的障害者	生活介護	コーコードの関係を関する。	フークセンター	聖ヨハネ会は会社会	

# 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十 同法第百八十九条の規定により、

平成二十一年十二月二十四日

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

山梨県知事 横 内 正 明

保安林として指定された目的

北杜市須玉町比志字大野山六四九八の八〇七

相原栄、相原そうし、小林丈治、藤原秀安、清水明房

清水政次、丸山正廸、

通知の相手方

典、鷹左右政子、丸山薫明 丸山信一、藤原壹、日向七 秋雄、藤原正水、日向徳忠 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

水源のかん養

Ξ 変更後の指定施業要件

立木の伐採方法

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 主伐に係る伐採種は、定めない

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

次のとおりとする。 立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、 省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置い

て縦覧に供する。)

兀 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成二十一年十一月十二日山梨県告示第三百三十七号

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

通知の内容を南アルプス市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事

横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

南アルプス市湯沢字中丸二二三九   雨宮泰策
雨宮泰策

Щ

	_
九八の九二北杜市須玉町比志字上河原六二九〇、字大野山六四	_
藤原善村	

#### 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

# 変更後の指定施業要件

## 立木の伐採方法

廣誓院

依田五郎

今津文男、

今津貞子

部分に限る。) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字大渡一六〇六五・字大野山六四九八の九二 (以上二筆について次の図に示す

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及

兀 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成二十一年十一月十二日山梨県告示第三百三十八号

# 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

•

通知の内容を甲府市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内

正

明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

						_
相原辰	塩 入 碌、	雄 内藤信重、	0、三0回1、	三〇四	三〇四二、三〇四四甲府市御岳町字小川三〇三九、三〇四〇、	三甲
7.1	の相手方	通知	7.在場 所	安林の所	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	

Ξ 南アルプス市秋山字土井坪九七九の三 変更後の指定施業要件 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

南アルプス市湯沢字中丸二三九一の二

南アルプス市湯沢字中丸二三九一の

南アルプス市湯沢字中丸二二四〇、二二四

今津幸作

立木の伐採方法

主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

間伐に係る森林は、

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備

兀 え置いて縦覧に供する。) 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成二十一年十一月十九日山梨県告示第三百四十九号

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

北杜市江草字大渡一六〇六五	指定施業要件変更予定保安林の所在場所
三井佳彦	通知の相手方

甲府市御岳町字赤彦三一六〇、字六郎沢三二〇五	内藤スミ江
甲府市御岳町字赤彦三一七八	長田房太郎
甲府市御岳町字猫坂三二六三	山中運枝
四から三二四七まで、三二四九甲府市御岳町字六郎沢三二二一、三二二、三二二	岡田親
甲府市御岳町字六郎沢三二二三	山西藤吉

保安林として指定された目的

水源のかん養

変更後の指定施業要件

Ξ

立木の伐採方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

て縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置い

兀 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成二十一年十一月十九日山梨県告示第三百五十号

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

通知の相手方

北杜市高根町清里字日影田一三〇八

清水嘉市郎

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字日影田一三〇八 (次の図に示す部分に限る。)
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 次のとおりとする。

その図面及び関係書類を山梨県庁及

兀 び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

平成二十一年十一月十九日山梨県告示第三百五十一号 保安林の指定施業要件変更の予定告示

• 公共測量の実施

量を実施する旨の通知があった。 第一項の規定により、平成二十一年十一月十七日付けで山梨市長から次のとおり公共測 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十一年十二月二十四日

山梨県知事 内 正 明

作業種類 公共測量 ( 山梨市都市計画基本図・数値地形図データ作成 )

作業期間 平成二十一年十二月十日から平成二十二年三月三十一日まで

作業地域 山梨市全域

### 人事委員会

# 山梨県人事委員会規則第三十四号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

Щ

平成二十一年十二月二十四日

山梨県人事委員会

邊

貢

山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の

一部を次のように改正する。

六号) 第一条」に改める。 別表第二第二号の表備考第一項第一号②中「第一条」を「(昭和二十二年法律第二十

別表第六特別支援学校の項中「二」を「一・五」に改め、同表 小学校の項中「( 昭和

二十二年法律第二十六号)」を削り、「二」を「一・五」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

# 山梨県人事委員会規則第三十五号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日

山梨県人事委員会

委員長

渡

貢

義務教育等教員特別手当に関する規則 (昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号)

の一部を次のように改正する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

別表第一及び別表第二を次のように改める。

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 委員長 渡

#### 別表第一 教育職給料表(三)の適用を受ける者(第四条関係)

職員の分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級
), 	1 ~ 4	2, 900円	3, 100円	6, 200円	9, 900円
	$\frac{1}{5} \sim 8$	3, 000	3, 300	6, 400	10, 100
	$\frac{3}{9} \sim 12$	3, 100	3, 500	6, 700	10, 400
	$\frac{3 \sim 12}{13 \sim 16}$	3, 200	3, 600	7, 100	10, 600
	$\frac{13}{17} \sim \frac{10}{20}$	3, 400	3, 800	7, 400	10, 800
	$\frac{11}{21} \sim \frac{20}{24}$	3, 600	4, 100	7, 600	11, 000
	$\frac{21}{25} \sim 28$	3, 800	4, 200	7, 900	11, 200
	$\frac{23}{29} \sim 32$	3, 900	4, 400	8, 100	11, 300
再任	$\frac{23}{33} \sim 36$	4, 100	4, 600	8, 300	11, 500
1 1 1 1 1 1 1	37	4, 300	4, 800	8, 600	11, 700
	38 ~ 40	4, 300	4, 800	8, 600	11, 100
   用職	41 ~ 44	4, 500	5, 100	8, 700	
/13 4154	45 ~ 48	4, 600	5, 400	9, 000	. wa
	$\frac{40}{49} \sim 52$	4, 800	5, 600	9, 200	
員及	$53 \sim 56$	4, 900	6, 000	9, 400	
	$57 \sim 60$	5, 100	6, 300	9, 700	
	61 ~ 64	5, 300	6, 500	9, 900	
び任	$\frac{65 \sim 68}{}$	5, 400	6, 900	10, 100	
,	$69 \sim 72$	5, 600	7, 200	10, 200	
	73 ~ 76	5, 700	7, 500	10, 400	
期付	77 ~ 80	5, 900	7, 700	10, 600	
, , , , , ,	81 ~ 84	6, 000	7, 900	10, 700	
	85 ~ 88	6, 100	8, 100	10, 800	
職員	89 ~ 92	6, 300	8, 300	10, 900	
	93	6, 400	8, 500	11, 100	
	94 ~ 96	6, 400	8, 500		
以外	97 ~100	6, 500	8, 700		
	101~104	6, 600	8, 900		
	105~108	6, 700	9, 100		
の職	109~112	6, 700	9, 300		
	113~116	6, 800	9, 400		
	117~120	6, 900	9, 600		
員	121~124	6, 900	9, 700		
	125	7, 000	9, 800		
	126~128		9, 800		
	129~132		10, 000		
	133~136		10, 100		J. 1112
	137~140		10, 200		
	141~144		10, 200		
	145~148		10, 300		
正は	149		10, 400		
再任用買		4, 600	5, 600	7, 400	9, 400
任期 員					3, 600

Щ

別表第二 教育職給料表(二)の適用を受ける者(第四条関係)

職員の分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
77	号給	0.000 H	0.000 H	7. 400 171	0 000Ш
	1 ~ 4	2,900円	3,600円	7,400円	9, 900円 10, 100
	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	3, 000	3, 800	7, 600 7, 900	10, 100
		3, 100	4, 100	8, 100	10, 400
	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	3, 200 3, 400	4, 200	8, 300	10, 800
	$\frac{17 \sim 20}{21 \sim 24}$	3, 600	4, 400 4, 600	8, 600	11, 000
	$\frac{21}{25} \sim 28$	3, 800	4, 800	8, 700	11, 200
	$\frac{23}{29} \sim 32$	3, 900	5, 100	9, 000	11, 300
再任	$\frac{29}{33} \sim 36$	4, 100	5, 400	9, 200	11, 500
17	37	4, 100	5, 600	9, 400	11, 700
	38 ~ 40	4, 300	5, 600	9, 400	11, 100
用職	41 ~ 44	4, 500	6, 000	9, 700	
/11 4154	45 ~ 48	4, 600	6, 300	9, 900	
	$49 \sim 52$	4, 800	6, 500	10, 100	
員及	$53 \sim 56$	4, 900	6, 900	10, 200	
	$57 \sim 60$	5, 100	7, 200	10, 400	
	61 ~ 64	5, 300	7, 500	10, 600	
び任	65 ~ 68	5, 400	7, 700	10, 700	
	69 ~ 72	5, 600	7, 900	10, 800	
	73 ~ 76	5, 700	8, 100	10, 900	
期付	77	5, 900	8, 300	11, 100	
	78 ~ 80	5, 900	8, 300		
	81 ~ 84	6, 000	8, 500		
職員	85 ~ 88	6, 100	8, 700		
	89 ~ 92	6, 300	8, 900		
	$93 \sim 96$	6, 400	9, 100		
以外	97 ~100	6, 500	9, 300		
	101~104	6, 600	9, 400		
	105~108	6, 700	9, 600		
の職	109~112	6, 700	9, 700		
	113~116	6, 800	9, 800		
	117~120	6, 900	10, 000		
員	$121 \sim 124$	6, 900	10, 100		
	125~128	7, 000	10, 200 10, 200		
	$\frac{129 \sim 132}{133 \sim 136}$	7, 100	10, 200		
	$\frac{133 \sim 130}{137}$	7, 200	10, 400		
5	138~140	7, 200	10, 400		
	$138 \sim 140$ $141 \sim 144$	7, 300			
	$145 \sim 148$	7, 400			
	$149 \sim 152$	7, 500			
	153	7, 500			
再任用職員	100	4, 600	5, 600	7, 400	9, 400
任付遺	·				3, 600

Щ 梨 県 公 報 第二千七号 平成二十一年十二月二十四日

附

渡廊下

\_ 棟

鉄筋コンクリー

上造、

建

付き、陸屋根 (アスファル 上二階建、正面玄関ポーチ方メートル、地下一階、地

卜塗)、議場屋根鉄骨切妻

桟瓦葺

附 則

この規則は、 平成二十二年一月一日から施行する。

### 教育委員会

# 山梨県教育委員会告示第六号

より、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。 山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第四条第一項の規定に 平成二十一年十二月二十四日

山梨県教育委員会

委員長

須 田

清

有形文化財の部 建造物

舎別館( 山梨県庁 会議事堂 及び県議 名 称 一棟 員 数 地下室、正面玄関ポーチ付 き、陸屋根 (アスファルト 方メートル、三階建、一部 築面積二、〇八七・四三平 山梨県庁舎別館 (旧本館) 鉄筋コンクリート造、建 構造及び形式 山梨県 所有者 丸の内一丁目山梨県甲府市 所有者の住所 六番一号 市丸の内一 山梨県甲府 所在の場所 丁目六番一

を除く

ただし、四階の後設建物

山梨県議会議事堂

築面積一、一七〇・四八平鉄筋コンクリート造、建

<u>塗</u>

# 山梨県教育委員会告示第七号

ル 築面積七三・四平方メート

ıý 山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第三十一条の規定によ 次の文化財を山梨県指定天然記念物として指定する。

平成二十一年十二月二十四日

山梨県教育委員会

委員長

須

田

清

史跡名勝天然記念物の部 天然記念物

関のサクラ	名称
中山茂則	所有者
番地北杜市白州町横手二六三八	所有者の住所
番地北村市白州町横手二六九九	所在地

<b>3</b> K	]
発 行 者	山
山	梨県
梨	公 報
県	第
甲府市	第二千七号
丸の内	
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成二十一年十二月二十四日
六番	上   年
号	上月
	十四四
印刷所	H
㈱サンニチ印刷	
チ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
丁目	
· 六 番	
	六
	六八六